

令和元年12月1日から



運転中の携帯電話の使用等が厳罰化されます

長崎県警察

何故? 厳罰化?

近年におけるスマートフォンの普及等に伴い、携帯電話の使用等による交通事故の件数は全国で増加傾向にあり、平成30年中は2,790件で5年前(平成25年)の2,038件から約1.4倍に増加しています。また、携帯電話の使用等による悲惨な交通死亡事故も発生しています。

このような情勢を踏まえ、改正法において、携帯電話の使用等に関する罰則が強化されるなどしたところですが、これに合わせ、携帯電話使用等に係る基礎点数及び反則金の額が引き上げられるものです。



厳罰化の概要

●反則金及び点数

		改正前	改正後
反則金	大型車	7,000円	2万5,000円
	普通車	6,000円	1万8,000円
	二輪車	6,000円	1万5,000円
	原付車	5,000円	1万2,000円
点違反	通話や操作	1点	3点
	通話や操作で交通の危険が生じた場合	2点	6点

●罰則

「交通の危険を生じさせた場合」	
改正前	改正後
交通反則通告制度適用	交通反則通告制度の適用除外
3月以下の懲役又は5万円以下の罰金	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
「それ以外の場合」	
交通反則通告制度適用	交通反則通告制度適用
5万円以下の罰金	6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金

運転中の携帯電話の使用等の危険性



運転中に携帯電話を通話のために使用すると・・・

- ・ 発信する際に画面を注視し脇見運転になり前方左右を確認できない
- ・ 片手運転になり運転操作に影響を及ぼす
- ・ 通話に気をとられ、前方左右の安全確認に影響を及ぼす
- ・ 断電時に脇見運転になり前方左右を確認できない

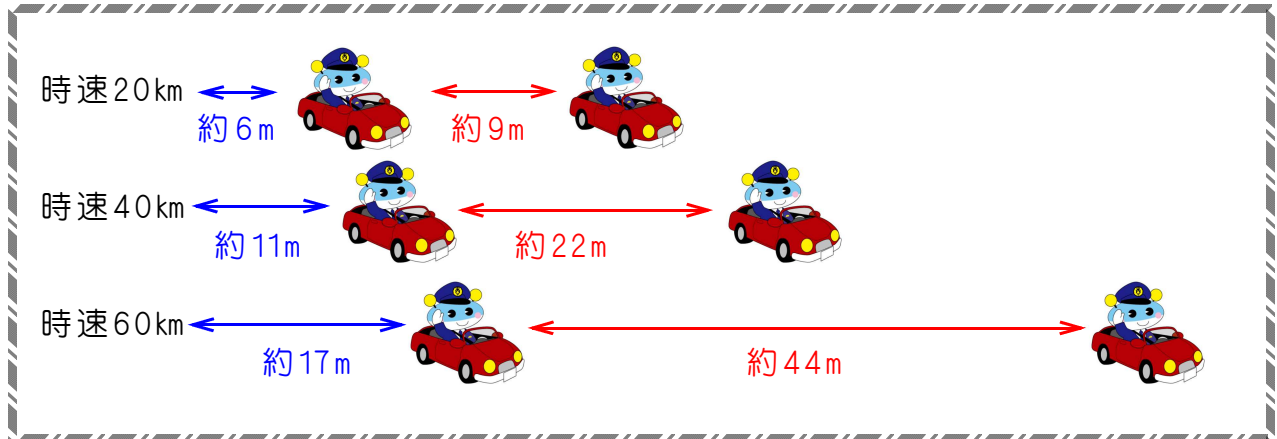
運転中に携帯電話の画像を注視すると・・・

- ・ 脇見運転になり前方左右を確認できない

など、様々な危険があります。

「少しの時間なら大丈夫だろう?」とっていませんか?

車は1秒間で思った以上に進んでいます。(青色の矢印)。



また、車は運転者が「危ない!」と感じてから、車が完全に停止するまでに速度に応じた距離(停止距離)が必要です(赤色の矢印)。

たった1秒脇見をただけで、車が完全に停止するまで、

時速20kmで約15m

時速40kmで約33m

時速60kmで約61m

もかかってしまいます。

※ 脇見運転で、交通事故を起こした運転者のほとんどが「2~3秒」の脇見をしています。



脇見運転は危険です!

交通事故は一瞬で、他人の生命を奪ってしまう可能性があります。

また御自身の人生を変えてしまう可能性があります。

ちょっとぐらい大丈夫だろう・・・と考えてしまいがちですが、交通事故を起こしてからでは遅いのです。

今一度、運転の在り方について考え、交通事故を起こさないように注意しましょう。

